

令和2年度に個人情報保護審議会から答申を得た提供の制限の例外（条例第8条第2項第6号）及び通信回線を用いた電子計算機の結合（オンライン結合）（第9条第2項第2号）に関する事項

年度	案 件	決 定 内 容
令和2年度	<p>緊急通報システム事業のために収集した利用者に係る個人情報（宛名番号、利用者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先（氏名、続柄、住所及び電話番号）等及び病名、病院名、主治医等）を県内10市で構成するちば北西部消防指令センターの消防通信指令業務において利用できるよう提供する場合（高齢者支援課が保有する個人情報をちば北西部消防指令センターへ提供する場合）</p>	<p>事務の目的を達成するために、個人情報を保有する実施機関以外の者に提供することが必要であり、そのことにより本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれは認められないことから、保有個人情報を提供することが適当と判断します。</p> <p>なお、提供する個人情報の項目のうち、システム間で重複する項目は、重複して提供することのないようにしてください。</p>
	<p>西消防署の通信指令業務において利用するため、市長が保有する次の個人情報をオンライン結合により消防長に提供する場合</p> <p>(1) 住民基本台帳データのうち、次の情報</p> <p>ア 世帯主の氏名及び住所</p> <p>イ 世帯全員の氏名、生年月日、性別及び続柄</p> <p>(2) 固定資産税等賦課のために収集した土地・家屋に関する次の情報</p> <p>ア 物件所在地並びに最新の所有者の住所及び氏名</p> <p>イ 家屋の場合は、家屋の種類、構造、階数、床面積及び建築年月日</p>	<p>オンライン結合により、個人情報を保有する実施機関以外の者に提供することが、通信指令業務を円滑に行うという公益のために必要であり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められることから、オンライン結合により保有個人情報を提供することが適当と判断します。</p>